

公務員賄賂の社会的意義に関する比較研究（序説）

王 雲 海

はじめに

一 研究方法

- 1 従来の研究方法の不足
- 2 新たな研究方法の提示

二 三つの社会

- 1 権力社会としての中国
- 2 法律社会としての米国
- 3 文化社会としての日本

三 中日両国における公務員賄賂の社会的意義

- 1 公務員賄賂の現状
- 2 公務員賄賂の類型

3 賄賂の社会的意義

むすび

はじめに

この研究は、本来、公務員賄賂の社会的意義とその刑事規制の社会的機能との二つの部分からなっており、その対象国も中国、日本のほかに米国をも含めているが、紙面の制限により、ここでは、その研究方法を中心に、中日両国の公務員賄賂の社会的意義だけを扱うことにする。

もとより、公務員賄賂に対して幾つかの次元からその意義（必要性、可能性等）を見ることが出来る。例えば、もっぱら公務員個人に分析の焦点をあわせて、その性格、意識、家庭事情などから彼にとつての賄賂の意義を析出することができよう。しかし、このような研究が、その結論のいかんにより、すべての責任を個人に押しつけるような世論・対応を導きかねないのみならず、賄賂対策の立案にも有効なアイデアを提供できないことは、すでに一般的見解となっており、かつ、多くの国々の賄賂対策の現状に示されているところでもある。⁽¹⁾そこで、より正義的でかつ効果的結論を求めるためには、個人レベルを越えた広い視野が必要となるが、社会学的特に比較社会学的研究がその重要な一つである。

公務員賄賂に関するこれまでの研究の中では社会学的ないし比較社会学的なものがすでに現れている。例えば、米国のリースマン (W. Michael Reisman) 教授⁽³⁾、同じく米国のヌーナン (John T. Noonan, Jr.) 教授⁽⁴⁾、日本の室伏哲朗氏⁽⁵⁾、中国の宮曉氷氏⁽⁶⁾などの方々の研究は社会学的な研究としてあげられる。そして、ダファブヂ (Dwivedi, R.

C.) 氏、カチェネリンボーゲン (Aron Katsenelinboigen) 氏⁽⁸⁾などの方々の研究は比較研究の意義を有するものとしてあげられる。しかし、これまでの研究のいずれもまだ本格的な社会学の方法を用いての社会分析に基づくものでもなければ、複数の社会における公務員賄賂を同時に比較研究しているものでもない。これに加えて、これまでの研究では、研究対象である「賄賂」の範囲を確定するために必要な社会正義像・至上的価値観は設定されておらず、社会正義的な視点は充分に意識されていない。それ故、「賄賂」に対する捉え方が多くの場合現行法に設定された既成の概念に拘っており、既成法上の賄賂とは本質的にあまり異ならない他のより重要な賄賂は視野に入れないか、たとえ入れても、その同質性をはっきりと指摘できるための「基準」は提供されていない。その結果、同質の対象の一部が欠落したことで、賄賂全体の社会的意義を説明することは不可能となり、同時に、このような既成法外にある賄賂の対応を取り入れたことではじめて可能となる公務員賄賂の刑事規制の社会的機能の解明もそのような欠落で難しくなる。

従って、社会正義像・至上的価値観を設定した上で、社会的に社会分析を行い、そのような分析に基づいてそれぞれの社会を比較することを通じて、公務員賄賂の社会的意義及びその刑事制裁の社会的機能を明らかにすることが、依然として課題である。

一 研究方法

1 従来の研究方法の不足

一方、これまでの比較社会学的研究は、多大な成果を上げ、多彩な結論を示しているにも関わらず、特に研究方法

においては問題点は全然ないわけではない。その問題点が研究のパラダイムの設定と比較対象パターンの設定とにあるように思われる。

まず、研究のパラダイムの設定に関しては、これまでの比較社会学的研究で用いられたのは、大ざっぱでいうと、

「歴史の発展段階論」的なものか、「同一現象の相違論」的なものかのどちらかに分類できよう。「歴史の発展段階論」的なものは、マルクスの「唯物史観」を基本としたもので、人類全体・各社会が同じく「前近代から近代へ」（しかも「近代化」が「欧米化」に等しい）という歴史的発展過程を早かれ遅かれ必ず辿るとして、それぞれの社会の相違をその発展段階の前後から求めようとする。例えば、日本における法意識の「遅れ」を分析した川島武宜氏⁽⁹⁾、世界を「中枢」、「半周辺」、「周辺」に分けたウォラーステイン (Immanuel Wallerstein) 氏⁽¹⁰⁾はこのようなパラダイムを用いている。しかし、「近代化」は果たして「欧米化」に等しいのか、それぞれの社会の相違は果たしてこのような歴史発展段階の相違に還元できるのか、という疑問が常に残る。これに対して、「同一現象の相違論」的なものは、各社会が「前近代から欧米的近代へ」という歴史的な発展の道を必ずしも一律的に歩まないとして、それぞれの社会の相違を歴史の発展段階の前後ではなく、固有的なものとして求めようとする。例えば、ウェーバー (Max Weber) は、近代資本主義が西欧で発達した原因はその「プロテスタンティズム」にあるとするの⁽¹¹⁾に対して、それが中国社会で発達しなかった原因はその「儒教と道教」にある⁽¹²⁾としている。法現象に関しては、アンガー (R.M. Unger) 氏は、歴史的にはそれぞれの社会でそれぞれの固有法が存在しているとして、イスラム・インド社会における法は主に習慣・相互関係法 (customary or interactionary law) で、中国社会における法は主に官僚的・規制的法 (bureaucratic or regulatory law) で、欧米社会における法は主に法秩序・法体制 (legal order or legal system) であると分析して、それぞれの社会における法の固有的相違性を指摘している。⁽¹³⁾「歴史の発展段階論」的研究方法の欠点か

このような研究方法の設定によって一応克服されたことは明かであろう。しかし、このような研究方法は、複数社会にある同一現象（例えば、「法と法」、「文化と文化」、「政治と政治」）の相違（内容上の相違性）を明らかにすることに適切なものではあるが、社会全体の性質を分析、定義することや、このような分析、定義に基づいて社会のある個別の現象を説明することには不十分であると言わざるをえない。というのは、同一現象であっても、それがそれぞれの社会で占める位置、果たす機能（社会全体の性質にとって意味合い）は必ずしも同じではない（これを「位置上・機能上・意義上の相違性」と呼ぼう）。例えば、法の場合、ある社会にとってはその法が社会性質に決定的影響を及ぼすのであれば、他の社会にとってはその法がほとんど意味を持たないものでありうる。従って、社会学的比較研究にとつては、同一現象の「内容上の相違」についての分析も重要ではあるが、社会におけるその「同一現象」の「位置上・機能上・意義上の相違」についての分析の方がより重要である（「同一現象の相違論」がまさにこれを無視し、「位置上の同等性」を前提として、その「内容上の相違」の分析だけに満足している）。

次に、比較対象の設定パターン・比較の図式については、社会全体の本質に関するこれまでの社会学的比較研究がほとんど「西洋対東洋」、「欧米対日本」、「中国対日本」といったような「二極的」なパターン・図式の中で行われ、⁽¹⁴⁾「両極」としての社会間の相違が詳細に分析され、多大な成果が蓄積されてきている。⁽¹⁵⁾（もともと、「社会主義体制対資本主義体制」というパターン・図式も過去において極めて流行していたが、それが本質的に言えば一種の「制度論的比較」であって、ここでいう社会学的比較ではない）。しかし、このようなパターン・図式を前提とした比較研究の中では少なくとも二つの問題点が常に生じているように思われる。一つは、東洋社会とされる国々の間では西洋の諸国々の間で見られる同質性・一致性が果たして存在するのか、特に中国と日本が研究上（地理上は別として）同じ東洋といえるのか、ということである。これに関連して、もう一つは、もし中国社会と日本社会とが同じ東洋として

片つけられないとすれば、「欧米対日本対中国」という「三極的」比較パターン・図式が必要になるのではないか、このような「三極的」比較パターン・図式ではそれぞれの社会がどう見られるべきであろうか、特に、欧米社会に照らしての中国社会と日本社会との相違がどこにあるのかが問題となるが、これまでの「二極的」比較研究がこれに答えていないし、答えようもない、ということである。

2 新たな研究方法の提示

今までの研究方法に対して、本論文では次のテーゼを設定して、これを研究方法とする。

A 社会が社会として存続するには、社会の原点たるもの・社会の基本力たるものがある。構造的に言えば、社会の各階層（「構造項」として主に権力者、集団、階層などの人間的ものを意識する）がこの原点・基本力を核に構成され、その構成方もこの原点・基本力によって決定される（「構造パターン」と呼ぼう）。また、機能的に言えば、社会の各部分（「機能項」として主に権力、法律、文化、経済などの非人間的ものを意識する）がこの原点・基本力を巡って流れ廻り、その内容自体及びその位置、影響がこの原点・基本力によって左右される（「機能パターン」と呼ぼう）。ある社会と他の社会との相違はまずこの原点・基本力に、そして、これに基づいた社会構造のパターン、その機能パターン、さらに、その両者の相互作用関係にある。

B 社会の原点・基本力の相違、その構造パターンと機能パターン自身の相違及び両者の相互作用関係の相違により、それぞれの社会が「社会存続の固さ及び社会目的達成の容易さ」において差が生じてくるし、それぞれの社会の「出来方」、そして、その現れとしての社会関係の中味、さらに、個々人がその目的を達成するための基本要素も違ってくる。その結果として、それぞれの社会における公務員賄賂の社会的意義も異なってくる。

C 何が社会の原点・基本力かに関しては、その判断基準として次の三つのことをあげる。(1)社会が社会として存続するために必要な秩序・ノーマル状態・成員間の共存関係を当該社会に創出し、その実体を決定するにあたって、そして、ある社会にその社会としての独自性を与え、他の社会との相違を作り上げるにあたって、源流的存在、基本的要素、中心的役割として（言い換えれば、最も通じる力として）の意義があること。(2)歴史的・時間順的に見れば最も変化しにくくて、一貫性・持続性があることと、同時代的・空間順的に見れば強い個性があり、他の社会から影響され難いこと。(3)以上の(1)、(2)であげた二つの特徴が社会の隅から隅まで到達しており、マクロ的・社会的レベルでもミクロ的・個人的レベルでもそれを発見できること。

D 以上のCで述べた基準に即して、社会の原点・基本力となりうるもの（領域・原理・力）として、国家権力、法律、文化をあげる。⁽¹⁶⁾そして、国家権力は、社会生活の国家的部分を構成した、支配的・従的原理をもった、正統化された物理的強制力であって、権力自身の正統性、物理性並びに個人・社会にとっての外在性などの特徴とする。法律（勿論国家権力もその下にあるとされる近代法を指す）は、社会生活の公式的ルール部分を構成した、形式的平等性を原理とした、公式化された抽象的強制力であって、国家権力への依存性とそれに対する優位性、適用上の普遍性、自身の非物理性並びに個人・社会にとっての外在性などの特徴とする。文化（勿論一般意義上の「文化」ではなく、国家権力及び法律以外の社会領域・力・原理を指す）は、社会生活の非公式的・私的部分を構成した、独自の原理をもった、顕在化されない内在的拘束力であって、存在自体の非公式性、非物理性並びに個人・社会にとっての内在性・一体性などの特徴とする。（ここでは、「国家権力、法律、文化」を立体的・ダイナミック的分析を行うための、実体的中味をほとんど捨象した「枠組み」として設定しているにすぎない。例えば、同じく文化を原点・基本力としている複数の社会がその文化の実体的中味の相違によりさらに細分化されることは、一歩進んだ作業として必要かつ

可能である。但し、それが立体的・ダイナミック的分析を行った上の細分化でなければ、「同一対象の相違論」的研究に戻ってしまうことになる。

このようなテーゼのもとでは、次の三つのことが可能となることで、従来の研究方法の長所的な部分を受け継ぎながらもその不足を補うことのできる新たな比較方法が成り立つように思われる。(1)社会の原点・基本力及びそれに決定される構造パターン・機能パターンについての立体的・ダイナミック的分析が中心となる。それによって、「平面的・静的な分析」ともいうべき「同一現象の相違論」的研究の中で無視される比較対象の社会における「位置上の相違性」は視野に入ってくる。同時にその「内容上の相違性」についての研究もその意味を失わないどころか、場合により、全体の立体的・ダイナミック的分析の不可欠な一部ともなる。(2)社会の原点・基本力及びそれに決定される構造パターン・機能パターンについての分析単位が個々の社会であるので、それがそれぞれの社会により異なり、(細分化により)多種多様でありうる。それ故、比較文化論などの「同一現象の相違論」的研究で常に見られるように、比較対象を「文化」という同一な現象に限定せざるをえない、ということとは必要でなくなり、例えば、「文化と経済」という異質の現象間の比較もありうる。こうして、「二極的」比較が勿論可能であるが、「三極的」ないし「四極的」比較も可能となるし、「西洋対東洋」という設定図示で見られるように、本来本質的に違う社会(例えば、日本と中国)が同質なものとして無理矢理に一緒にさせられることも避けられる。(3)社会の原点・基本力及びそれに決定される構造パターン・機能パターンがいわば社会の基幹・骨組みで、社会の変わり難い・決定的「部分」をなしているとして設定されるので、これにより、異なった社会間の比較だけではなく、同一社会の異なった時期の相違についての分析も容易となる。

なお、研究対象である「公務員賄賂」について、法律上の既成概念を乗り越えて、社会学的にその範囲を定めるための「社会正義像・至上的価値観」として、「法の支配」をあげるが、その基本内容を、「国家権力の形成、行使に關してすべての人々が実質的に平等でなければならないこと」と、「このような実質的平等を内容とした法律が平等に実施されなければならないこと」とに限定する。こういう意味での「法の支配」を基準にして、「公務員賄賂」を次の二つの条件を満たした「国家権力と価値のあるものとの不当交換」と定義する。つまり、価値のあるものの持ち主が自主的に「一人一票」の政治効果を実質的に越えて、価値のあるものの提供・贈与などを通じて、他人以上に国家権力の形成、行使に影響を与えたことと、提供・贈与側と受け取った政党、機関、団体との間には「誰が贈ったか、誰だ受け取ったか」という「相互識別性」があること。⁽¹⁷⁾

二 三つの社会

右で述べられた新しい分析方法で中国、米国、日本を見比べると、それぞれに次のような特徴をつけて、互いの相違を明らかにすることができよう。すなわち、中国社会はその原点・基本力が国家権力にあって、「権力社会」である。米国社会はその原点・基本力が法律にあって、「法律社会」である。日本社会はその原点・基本力が文化にあって、「文化社会」である。

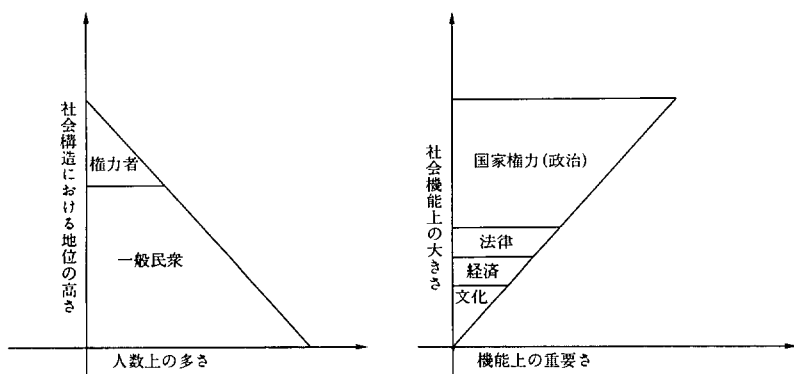
- 1 権力社会としての中国
- A 社会の原点・基本力としての国家権力

中国社会に関しては、中国研究の權威者の一人であるエチアナ・バラシー (Etienne Balazs) 氏は「もし善意の牧民官としてはたらく、封建主義者を制御し、同時に帝国の統一の上に、鉄の統制をたもつ文人官僚がいなかったら、党同伐異の傾向が大勢を制し、主権が分裂して、中国文明全体が崩壊してしまつたであらう。……そのうえ貧農の国である中国では、官僚制の天下であるか、そうでなければ無政府の状態というのが、例外のないルールでもあった」と、中国社会にける官僚制 (国家権力と理解しても差し控えないと思う) の原点的役割及び、その結果としての、国家権力の天下が無政府状態かの択一的關係を指摘している。今日の中国の権力担当者も中国社会のことをよく「一管就死、一放就乱」(社会は管理すれば、すぐ活性化を失い、「死んでしまう」。手を放していれば、すぐ混乱に陥ってしまう) で比喩して、同じく、そのような択一關係及びそのジレンマを嘆いている。ウィットフォーゲル (Karl A. Wittfogel) は、中国社会を国家権力の「単一中心社会」と規定したが、このウィットフォーゲル理論に対して、長い間で無視あるいは批判しか加えなかった中国でも、最近になって、フォーゲルの結論とはあまり変わらない「官本位」論⁽²⁰⁾が現れており、西洋とは違って、中国社会では国家権力及びその担い手たる「官」が「本位・中心・原点」である、と説いている⁽²¹⁾。

本当にそうかを中国における国家権力とその他の社会部分との具体的關係から見よう。(1) 国家権力と経済との關係に関しては、「力は富にまつわり、富は力に依存している」⁽²²⁾という村松祐次氏の言葉のように、国家権力が常に経済に対して上位的・干渉的存在として君臨し、経済は常に国家権力に従属、寄生している。辛亥革命までの封建社会においては国家権力の掌握者が同時に土地などの富の最大な所有者でもあり、富の他の所有者も何かの形で「官」と結びついていた。純粹な「官」も純粹な「地主」もほとんどなかった⁽²³⁾。辛亥革命で作られた国民党政府が形式上は経済・資本の独立性を認め、自由競争的資本主義を導入したが、實際上は生まれたのが国家権力と資本との結合である

「官僚資本主義」であつた。⁽²⁴⁾ 共産党の新しい中国が建立されてからは事実上の国家所有である「公有制」が全面的に実施されたうえで、「計画経済」という经济管理体制が敷かれた結果、経済に対する国家権力の全面的・徹底的介入・統制が実施された。⁽²⁵⁾ そして、「改革開放」政策以来、一定範囲での経済自由化が認められたが、ビジネス成功の秘訣が「条子」（幹部・指導者が私的指示や決定などを書いてあるメモのこと）、「票子」（幹部・指導者に金の札を贈ること）、「面子」（幹部・指導者との知り合い関係などのこと）にある、といわれるように、⁽²⁶⁾ 「官僚資本」の様相が再び現れてきている。(2) 市民個人と経済との関係に関しては、市民個人は経済との関わりがすべて国家権力を媒介としている。封建時代では地主とその雇用者との支配・配分関係が国家権力の管理対象の一つであつた。⁽²⁷⁾ 国民党時代では官僚資本が労働者に対する過酷な搾取も国家権力の力で維持されていた。共産党の新中国では、市民個人の経済生活（給料の支給、食糧の配分、消費品の購入など）が「戸籍制度」の確立・実施により全面的に国家権力の管理下・統制下におかれていた。⁽²⁸⁾ 今日ではそのような管理・統制が緩和されたものの、根本的には変わっていない。(3) 市民社会と国家権力との関係に関しては、宗教、文化、家庭といったような、本来は市民社会的で独自の存在であるべきものはすべて国家化され、国家権力のシステムに編入され、国家権力の性格を帯びさせられる。秦の始皇帝時代以後の封建社会では国家権力とは離れた独自の存在としての純粋な宗教、文化、家庭は長く存在しなかった。⁽²⁹⁾ 国民党時代ではその初期段階で国家権力がまだ行き届かないことにより、事情が変わった様相も一時的にあつたものの、国家権力の整いに伴って、「市民社会」が再び消えてしまった。共産党の新中国では、「市民個人に対する政治分類」（いわゆる「階級成分」の画分）、「市民社会的組織の国家化・政治化」、「市民の社会生活・精神生活の国家化・政治化」などを通じて、宗教、文化、家庭などの市民社会的なものが例外なく国家化・政治化された。⁽³⁰⁾ 今日になつても、このような状況が「改革開放」により若干の変化も見られるものの、基本的には変わっていない。

図一(1) 社会構造パターンと社会機能パターンとの関係

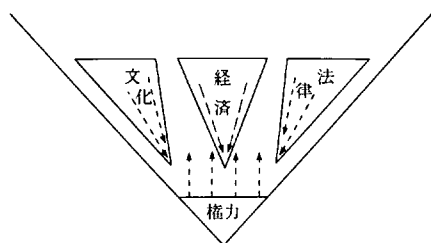


B 構造パターンと機能パターン、その正比例関係及び中国社会の「弱み」

上の図一の(1)で示されるように、右のような権力社会としての中国では、社会の構造パターンとその機能パターンとが国家権力を核にできており、両者が完全に正比例的なものとなり、相互補強がほとんどありえない。このような社会は、外見上は「強み」があるように見えるものの、本質的には国家権力だけが奮っているにすぎず、全社会の社会でない「孤独」的存在であるので、社会存続の固さも社会目的達成の容易さも欠いており、最も弱みのある社会である。

具体的に言う、社会構造上は、「少数」である国家権力者が最も上位的で中心的な位置にあり、「多数」である一般民衆がその下位部・辺縁部にある。これにあわせて、その社会機能上は、国家権力がほとんどすべての機能を果たす、という位置にあるのに対して、法律、文化、経済が完全に従属する位置にある。その結果として、「少数者」の公務員は、「上位・中心」であればあるほど、社会存続のために、あるいは、社会目的達成のために多くの機能を果たさなければならないが、下位部・辺縁部にいる「多数者」の一般民衆が受動的でほとんど機能を果たさなくても済む。このことを言い換えれば、中国社会が「少数」の公務員(少数・高級であれ

図一(2) 社会構成および社会関係



ばであるほど)だけの「我がもの」であって、「多数」の民衆にとってあくまでも「外在的」なものにすぎない。社会の存続あるいは社会目的の達成の頼りとなるのは「少数」の公務員・国家権力だけであって、「多数」の民衆あるいは権力以外の文化、宗教、法律からはほとんど補強が得られない。

ここには、「抑制されない権力の累積傾向」が進む一方、権力の統制がどうしても末端にまで到達できなく、「分散的・割拠的傾向」が常に残る、というウィットフォーゲルが指摘した現象⁽³¹⁾、及び、「官僚制の天下であるか、そうでなければ無政府の状態」かというバラッシュの言っていることの原因があるように思われる。⁽³²⁾

C 社会関係と成功要素

次の図一(2)に示されるように、権力社会においては、その社会全体が国家権力から国家権力へと「流れており」、国家権力の上でできている。そこでの社会関係がすべて国家権力とものものとなっており、上にいる「官」とうまくつき合えるかが成功の基本要素である。その結果として、社会関係のほとんどが「従」的・統制的なものとなっており、権力自身及びその担い手たる「官」の氾濫現象が起きている。ある指摘によれば、寺のお坊さんや北京ダック店のコックさんまで「官」⁽³³⁾となっている。ここには公務員賄賂多発の社会的要因がある。

D 中国社会の「不変」(かわらないところ)と「変」(かわるところ)

かつて、ヘーゲルは、中国社会がすべて固定不変の状態のなかに停滞しているという悪名高い「アジア的停滞」論を打ち出したことがある。その延長線にあるかのように、ウィットフォーゲルも、また、最近のメロティ(Umberto Melotti)も中

国社会の「不変性」を指摘して、自力で資本主義化できないと決めつけている。⁽³⁴⁾しかし、中国社会のすべてが「停滞・「不変」であるというのは明らかに事実と反するであろう。中国社会にも「不変」の部分があれば、「変」の部分もある。先の分析でも明らかになったように、「不変」していて、中国社会に特徴をつけているのは、国家権力が社会の原点・基本力であることだけである。権力自身が生き延びるために、あるいは、社会存続のために、中国社会及び国家権力自身は、自らが社会の原点・基本力として維持されることを前提に、その許容範囲で多くの変化を引き起こしている、または、引き起こされている。長い間で「計画経済」を実施していた現政権が今は先頭に立って「市場経済」の導入、確立を積極的に行っていることが、中国社会における「変」の例と言えよう。但し、この市場経済化があくまでも前提のある、許容範囲のつくものであるもので、どこまで「変」ができるのか、どのような市場経済になるのか、その導入・確立過程が如何なるものがまたも「不変」のところによる。

2 法律社会としての米国

A 社会の原点・基本力としての法律

トクヴィル (Alexis de Tocqueville) は米国社会における法律の意義について次のように述べている。すなわち、「どんなに憂慮すべき法律にも、米国連邦の住民は、最多数の人々の作品としてのみならず、自分自らの作品としても、何らの苦痛をおおげずに、その法律に服従するのである。彼は法律を契約の見地で、契約当事者として考えている」。⁽³⁵⁾「そこではすべての階級は国を規制している法制に大なる信頼をよせて、法制に対して一種の父性愛を感じている」。⁽³⁶⁾この約百六十年前の指摘がすべて正しいとは必ずしもいえないが、少なくとも、米国では法律が社会的契約として広範囲に尊重され、社会の基盤をなしているのが確かであろう。そして、約百六十年後の今日においても、

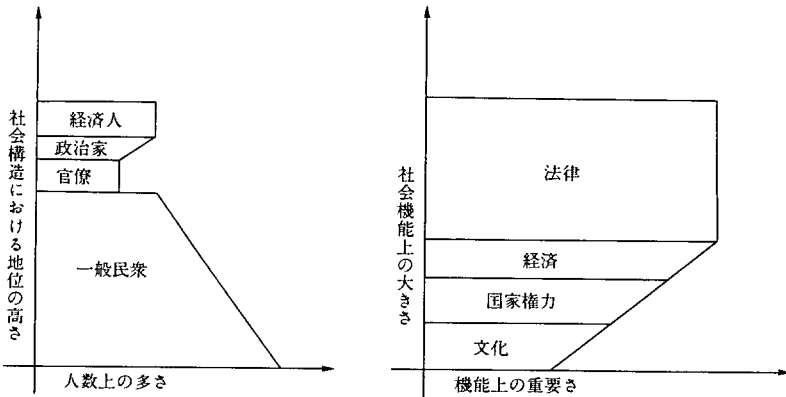
「法の支配」が最も徹底され、最大の信頼が法律に寄せられ、法律が社会存続のための基盤として機能しているのが他ならぬ米国である、と依然として言えよう。⁽³⁷⁾

法律が米国社会の原点・基本力であることは社会の各部分の相互関係から見ても明かであろう。(1) 国家権力と経済との関係に関しては、国家権力は、財産の私的所有・経済の自由に対する干渉・介入を排除するためではなく、むしろ、法律に保障されている財産の私有・経済の自由に対する干渉・介入を排除するために、必要であると、建国当初から意識されている。⁽³⁸⁾ ニュー・ディール政策以後は、米国においても、私的所有権・自由放任的競争に対する国家権力の干渉・介入がようやく認められたものの、それが厳しいプロセスを踏んだ法律的なものでなければならず、裁判所もデュ・プロセス条項を武器に私的所有権・経済の自由に対する国家権力の干渉・介入を長く抵抗していた。⁽³⁹⁾ (2) 市民個人と経済との関係に関しては、ほとんどの市民は、法律で定められた形式的平等関係のもとで、独自の経済活動に従事したり、雇用者になったりするが、例えば、使用者と雇用者とのように、両者は法律に明示された契約関係に尽きており、法律の現れである契約関係以外のものがほとんど強いられない。⁽⁴⁰⁾ (3) 市民個人と国家権力との関係に関しては、国家権力者も一般市民も法律の下にあり、ともに「法」の「支配」に従わなければならず、国家権力は個々の市民に対して公の権力を発動するときにも、または、市民は国家権力に対する諸権利を行使するときにも、法を遵守しなければならぬ。⁽⁴¹⁾

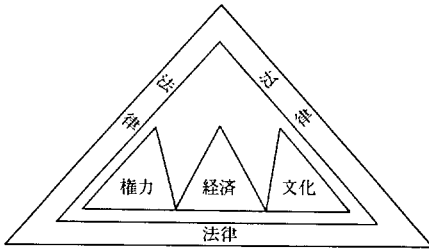
B 構造パターンと機能パターン、両者の平行関係並びに米国社会の「強み」と「弱み」

次の図二の(1)で示されるように、法律が社会の原点・基本力である米国社会においては、構造的には、法律が社会の外延的枠として位置したうえで、その枠の中で国家権力を含んだ社会の各階層が外見的に平等的並び方をする、というように社会の構造パターンが形成されている。これに対して、機能的には、法律という枠組みの中では経済が国

図二(1) 社会構造パターンと社会機能パターンとの関係



図二(2) 社会構成及び社会関係



家権力または文化よりはるかに大きな意義を有しており、経済的に優勢に立っている階層がその経済上の優勢に比例する大きな影響・力をもち、大きな機能を果たす、というような機能パターンができています。このように、構造パターンと機能パターンとが互いに対応せず、補強しあわない。それ故、法律という最小限の枠組み内では最大限の競争・戦いを許容しながらも、社会の一体性が保たれる、という社会存続の固さがあるものの、統一した社会目的の設定自身が難しいし、その達成の容易さもない、という「弱み」もある。

C 社会関係と成功要素

上の図二(2)で示されるように、法律社会としての米国社会においては、その社会全体が法律に基づいてできており、人々が法律の枠内で活発的な競争を展開し、大いに攻めあっている。そこでの社会関係が法律的・自由的・私的・競争的なものとなっており、他者との自由競争で勝てるか否かが成功の基本要素であって、人々にとって重要なのは、形式上・外見上はいかなる地位にあるのかではな

く、事態・現実上の競争の中でいかなる状態にあるのかである。

D 米国社会の「不変」と「変」

よく指摘されるように、米国民は、世界の隅々からのほとんど絶えざる移民による多種多様な人種、民族、集団、階層の混合体で、その人種や文化の多様さにおいて、これ以上の社会はない。⁽⁴²⁾ このことはいわゆる米国の「変」なところで、また、他の社会と違った大きな特徴の一つでもあろう。しかし、多種多様な人種、民族、集団、階層がそれぞれの個性をもちながらも、同じく一つの米国社会を構成して、一緒に生活できるのは、法律という最小限のかつ最終的な基盤、という「不変」があるからであらう。また、先進資本主義国々では「行政国家化」現象が起こっている。⁽⁴³⁾ しかし、同じく「行政国家化」といっても、米国のそれがより多く司法的統制を受けているようである。⁽⁴⁴⁾ このことも、米国社会においては法律が社会の原点・基本力である、という米国の「不変」と、その枠内でいろいろの変化も発生している、という「変」との関係を物語っているであらう。

3 文化社会としての日本

A 社会の原点・基本力としての文化

もとより、文化をもって日本社会を説明しようという研究が極めて盛んで、多くの見解が示されている。例えば、ベネディクト (Ruth Benedict) の「恥の文化論」⁽⁴⁵⁾ は未だに影響が強い。しかし、これまでの日本文化研究の多くが本来意味での「文化」を対象としており、いわゆる「立体的・ダイナミック的」研究ではない。これに対して、他の分野では「立体的・ダイナミック的」ともいえる研究が少なくはない。例えば、中根千枝教授は「単一社会の理論」をもって日本社会の力学関係を説明している。⁽⁴⁶⁾ 渡辺治教授は「企業支配論」を打ち出して、日本社会の「原点・基本

力」を企業にあると分析している。⁽⁴⁷⁾ ウォルフレン氏は「個々人のいかなる力よりもはるかに強い力をもつ社会的・政治的仕組み⁽⁴⁸⁾」という「システム」概念を作って、これを日本社会の「原点・基本力」としている。福田雅章教授は「情けを媒介として、自己を抑制してすり寄る者にはご褒美を与えるが、そうでない者は和を乱したものとして社会の周縁部に張り付ける、という社会統制と権益分配のシステム」としての、従来の宿命的「和」とも俗論的「和」とも全く異なった新たな「和の構造」概念を作り、それを日本社会の「原点・基本力」としている。⁽⁴⁹⁾ しかし、このような研究が方法上は本論文でのそれに近くて、多大な啓示を与えてくれたものの、論証上及び結論上は本論文でのそれとは必ずしも一致しない。

本論文では、文化が日本社会の原点・基本力であると主張したいが、すでに指摘したように、ここでの「文化」が一般意義上のそれではなく、国家権力及び法律以外の社会領域・原理・力を指している。従って、「文化社会としての日本」をいうときは、それが次のようなことを意味する。すなわち、日本社会の原点・基本力が国家権力及び法律以外の一般社会（個々の社会的集団ないし個々の日本人）にあり、その内容が一般社会における「非法律・非公式的」習慣・慣行・常識からなっており、そのような非法律的・非公式的な「文化的」ものが日本社会における基本力を構成している。

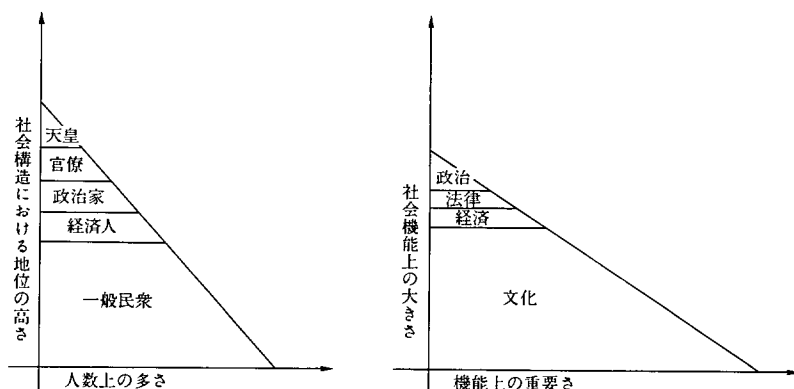
このことが社会の各部分の相互関係から見ても証明される。(1) 国家権力と経済との関係に関しては、日本も米国と同じく生産手段の私有制を基本とした資本主義国ではあるが、国家権力と経済との緊密度が米国のそれを遙かに越えているのみならず、その関係の仕方も米国のそれとは質的に異なり、より「非法律的・非公式的」でかつ「相互志願的・相互協調的」なものとなっている。その典型的な例としてあげられるのがいわゆる「行政指導」と「談合」であろう。「行政指導」に関しては、それは、法律上の根拠を明示せぬ口頭的な場合が少なくない。⁽⁵⁰⁾ その内容も大体事前

に相手である業者との話し合い済みのものが多い。⁽⁵¹⁾ しかも、「行政指導」自身が国家権力側だけが行いたがるのではなく、受け側の業者・企業もそれを「仲裁者として」必要としており、⁽⁵²⁾ それはないと、安心できない。「談合」に関しても、民間企業がそれを必要として、それを支えていることがいえる。⁽⁵³⁾ (2) 市民個人と経済との関係に関しては、日本における企業とその従業員との関係が単純な経済的・契約的なものをはるかに越えた「超経済的・超契約的」支配と従属との関係であることは、よく指摘されている。⁽⁵⁴⁾ しかし、このような「企業支配」ができるのは、企業が支配したいからだけではなく、多くの従業員そしてその「まわり」が支配されたいからでもある、ということを描きおきたい。(3) 市民個人と国家権力との関係に関しては、市民個人の多くは、国家権力を自分の対立的なものでありうることをあまり意識せず、それを「上」にいる自分達のよき代弁者、自分達の常識のよき体现者、共同利益のよき擁護者ともつばら考えて、国家権力（特に官僚）を神話化して、よく協力する。⁽⁵⁵⁾ 逆に、国家権力も国民の当然な代弁者・体现者・擁護者と自認して行動する。

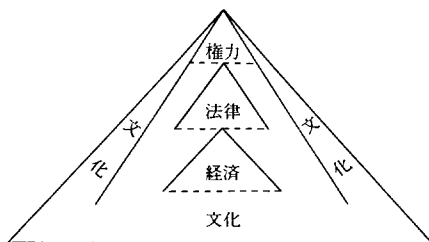
B 構造パターンと機能パターン、両者の反比例関係と日本社会の「強み」

文化が日本社会の原点・基本力であることがこれまで検討したとおりであるが、この日本文化の根幹を「単一的正統性」で表したい。すなわち、日本社会ないし個々の集団、個々人が常に派他的・単一的「正統性」に拘り、自身身にもまわりにもそれを求めつづけている。そして、「正統性」のあるものとされるのは、その具体的中味が時代により異なるものの、心情的に言えば、常に「日本的・我々の・常識的」と思われるものである。⁽⁵⁶⁾ 物事に対する日本社会の対応がまさに「どれぐらいの正統性があるのか」・「どこまで日本的・我々の・常識的か」に基づく。次の図三の(1)で示されるように、社会構造においては、最も「正統性」のある、「日本的」の最高の体现者とされる天皇は勿論最高の位置にあり、天皇に次いで、構造上の位置が「正統性」の多少により順番に「官僚↑政治家↑企業↑一般市

図三(1) 社会構造パターンと社会機能パターンとの関係



図三(2) 社会構成および社会関係



民」というようになってい。逆に、社会機能においては、最も「正統性」の少ないとされる一般民衆（文化）がより多くの「正統性」を求めようとするので、最も多くの社会機能を果たす。それに次いで、「企業→政治家→官僚→天皇」という順になっている。つまり、構造パターンと機能パターンとがいわゆる「反比例関係」となっており、両者が完全に補強しあっている。このことにより、まず、「日本国・日本社会」を最も必要として、それを最も責任多く支えているのは人口上も最も多い一般市民であって、日本国家がまず絶対多数たる一般国民にとって「我がもの・内的なもの」となっている。

次に、市民と天皇と国家権力と企業との関係（特に一般社会・個々集団・個々人と国家権力との関係）においては、対立的・異質的な考え方はあまり生じておらず、むしろ、皆すべてが同じく「正統性」の線上にあり、違ったのは「正統性」の多少にすぎないように認識されるので、他の社会では見られないほどの「社会一体性」が存在しており、国家権力がよく社会的機能を果たしていると同様に、一般社会も多くの国家権力的機能を果たして

いるという「肩代わり」現象が一般化している。最後に、国家権力もより多くの「正統性」の体現者と見られているので、国家権力の目的及びその諸宮為、諸統制が多くの場合すぐに「文化にかこつけて」、大衆の「文化（民衆にとって内性・一体性を特徴とする本来の意味での文化）」的なものとなり、広範な社会的協力をえられ、容易に実現される。従って、「文化社会としての日本」は、社会存続の固さも社会目的達成の容易さもあり、最も「強み」のある社会といわざるをえない。よく自慢されている日本治安の「よさ」⁽⁵⁸⁾や、経済近代化の迅速な達成などの一因がまさにここにある。

C 社会関係と成功要素

先の図三の(2)で示されるように、「文化社会として」の日本においては、その社会全体が文化から文化へと「流れており」、国家権力及び法律以外の社会を基礎に、その中でできている。そこでの社会関係は、「国家権力的・統制的なもの」と「一般社会的・志願的なもの」と、「従属のもの」と「横断のもの」と、「公的のもの」と「私的のもの」と、「外的なもの」と「内的なもの」とが混合していて、区別のつかないものとなっており、すべてが「儀式的・公共的」ものとして存在している。「正統性」との関係に転化しており、どれぐらいの「正統性」を有するかが要となり、「正統性」をより多くもてばもつほど、社会構造上の地位が上がり、社会利益を享有できる。成功の基本要素が何によりもまずこの「正統性」の獲得にある。

D 日本社会の「不変」と「変」

日本の経済が短期間で近代化できて、未だに世界の先頭に立っている。政治・法律も「日本国憲法」に代表されるように、少なくとも外見上は欧米並のものとなっている。これらはいわゆる日本社会の「変」であろう。しかし、よく指摘されるように、経済・産業などの近代化が「伝統的形態」に根ざしている。⁽⁵⁹⁾ここには日本社会の「不変」があ

るであろう。但し、この「不変」なところが一体何かに關しては、いろいろな解釈があるが、ここでは、日本社会における「不変」は何よりもまず「文化が日本社会の原点・基本力である」ことをあげたい。これが「不変」しているからこそ、「日本的経営」が形成、維持できて、日本社会が今日のようになったのである。言い換えれば、この「不変」があるからこそ、多くの「変」が実現できて、日本独特の「近代化」が現れてきたのである。

三 中日両国における公務員賄賂の社会的意義

先の一で指摘したように、この論文では既成法律上の賄賂概念を越えて、何が賄賂かを定めるためには、「法の支配」に基づいた基準を提示している。それに即して見れば、中国における実際上の賄賂がほとんど法律上のそれに反映され、実際上の賄賂と法律上の賄賂とがほぼ一致してゐる。これに対して、日本においては刑法上の賄賂は實際のその一部でしかなく、刑法上の賄賂と實際のそれとの間にはずれがあり、「企業献金」に代表されるように、いわば「合法化された賄賂」も存在している⁽⁶⁰⁾。従つて、公務員賄賂の社会的意義を見るときは、刑法上のそれだけではなく、刑法外のそれも念頭におく必要がある。

1 公務員賄賂の現状

A 中国の場合

一九八〇年は全国で刑事事件として捜査の開始された（中国司法当局はこれを「立案」といい、日本の「立件」にあたるが、それより基準が厳しいようである）賄賂事件が四七三件であつたのに対して、八一年は一千三〇六

件、八二年は四千五八五件、八六年は八千一二二件、八九年は二万五千二四五件、九〇年一月から九月までだけは一
 万八千五五九件にそれぞれなっている。⁽⁶¹⁾ 九一年以後は賄賂事件だけの立案件数が公表されていないが、中国司法当局
 によると、それが減少する傾向にある。しかし、減少したのは、実際に賄賂犯罪が少なくなったからでは決してなく、
 むしろ、党と政府の一部幹部及び企業の幹部は「改革開放」を進めるためには、経済犯罪の取締を緩めなければなら
 ない、という誤った考え方をもち、マスコミもそう宣伝したことで、賄賂犯罪が従来のように厳しく摘発できなかつ
 たからである、という。⁽⁶²⁾

賄賂が件数において激増しているのみならず、内容においても悪化している。例えば、八六年までは賄賂の金額が
 一万元（約一三万円）に達したケースは極めて稀であったが、八七年からは十数万元または数十万元のケースが現れ、
 そして、九〇年以來は百万元のケースも珍しくなくなっており、九三年は経済界発特別区の深圳市で収賄の金額が七
 〇〇万元に及んだ事件は摘発され、建国以來の記録を作った。⁽⁶³⁾ 中国司法機関が慣例上金額一万元以上の事件を「大
 案」、容疑者の行政ランクが「県長」または「処長」以上である事件を「要案」とそれぞれ呼ぶが、八六年は賄賂の
 「大案・要案」が全国で九四七であったのに対して、八九年は千三〇五件、九〇年は四千七八九件にまで増えた。⁽⁶⁴⁾

賄賂発生の分布から見ると、八〇年初期までは収賄者が主に戸籍管理や人事管理や国有商品販売などに携わる公務
 員であったが、八二年頃からは賄賂の多発領域が金融業、建築業、鉄道運輸業に移り、特に証券市場や不動産開発な
 どの「改革開放」のホット・ポイントが同時に汚職のホット・ポイントでもある。そして、九〇年代以來、賄賂が行
 政執法部門・司法機関まで広がり、税務官、裁判官、検察官、警察の収賄事件も増えている。⁽⁶⁵⁾

B 日本の場合

日本における公務員賄賂は「普通の公務員賄賂」、「重大事件・疑獄事件」、「政治資金」という三つの視点から見る

必要がある。というのはそのいずれも公務員賄賂の一部でしかなく、公務員賄賂の全体状況の把握にとって欠けないものの、それだけでは充分ではないからである。

(1) 普通の公務員賄賂事件の状況

このような賄賂は、刑法上設定された賄賂犯罪の典型的形態で、金額があまり大きくない、容疑者も「普通的・一

表一：検挙件数の推移

年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
検挙数	136	123	126	131	111	128	73	102	112	137	101	110	106	112	109	93	71	71	63	70

(この表が『警察白書』昭和58年版、平成5年版に基づいて作成されたものである)

表二：検察受理人員の推移

年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
賄賂	1129	800	1119	1127	920	1036	632	815	830	935	591	586	529	394	386	412	236	227	203	225
収賄	757	526	869	810	671	750	454	671	586	695	473	437	377	335	293	291	200	182	160	152

(この表が『検察統計年報』87期、102期、118期に基づいて作成されたものである)

表三：賄賂総額及び平均受賄額 (単位：万円)

年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
総額	41445	17028	24874	22234	40110	20370	49767	24122	19248	30101	21715	41217	21025	18160	35485	*	*
平均	153	118	93	100	174	92	222	134	97	143	170	355	198	204	251	*	*

(この表が『警察白書』昭和49年版、60年版及び『犯罪白書』昭和50年版から平成5年版に基づいて作成されたものである)

表四：収賄被疑者身分別表

区分／年度	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
総 数（人）	221	181	180	198	210	128	116	106	89	136	*	*
国家公務員	15（7）	9（5）	16（9）	14（7）	8（4）	7（6）	5（4）	5(4.7)	1(1.1)	3（2）	*	*
地方公務員	183(83)	150(83)	136(76)	151(76)	144(69)	109(85)	96(83)	90(85)	77(86)	83(61)	*	*
准 公 務 員	13（6）	19(10)	15（8）	21(11)	22(10)	8（6）	8（7）	6(5.6)	4（5）	2（1）	*	*
特別法収賄	7（3）	0	3（2）	11（6）	30(14)	1(0.8)	5（4）	2(1.8)	3(3.3)	46(34)	*	*
其 他	3（1）	10（6）	10（6）	1(0.4)	6（3）	3（2）	2(1.7)	3(2.8)	4(4.5)	2（1）	*	*

（この表が『警察研究』昭和49年版、50年版、51年版、56年版及び平成2年版、4年版、5年版に基づいて整理、作成されたもので、昭和50年までの数字が警察庁に報告のあったものであるが、その後の数字が実際に検挙された収賄容疑者の人数である）

表五：贈収賄様態表（（ ）は総数に占めるパーセンテージである）

区分／年度	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
総 数（件）	101	110	106	112	109	93	71	71	63	70	*	*
公 共 工 事	40(40)	48(44)	51(48)	56(50)	53(49)	47(51)	28(39)	24(34)	22(35)	22(31)	*	*
許 可 認 可	7（7）	19(17)	11(10)	12(11)	15(14)	19(20)	12(17)	11(16)	14(22)	18(26)	*	*
議長役人選	12(12)	13(12)	6（5）	11(10)	13(12)	9(10)	9(13)	7(10)	8(13)	6（9）	*	*
購 買 物 資	13(13)	8（7）	11(10)	9（8）	2(1.8)	6（7）	1(1.4)	6（9）	1(1.6)	6（9）	*	*
其 他	29(29)	22(20)	27(25)	24(22)	26(24)	12(13)	21(30)	23(32)	18(29)	18(26)	*	*

（この表が『警察白書』昭和57年版、58年版、60年版及び平成1年版、4年版、5年版に基づいて整理、計算、作成されたものである）

般的」公務員が多いことなどを特徴とする。先の表一、表二に示されるように、検挙件数の推移または受理人員の推移から見れば、このような賄賂事件は年により差もあるものの、総じて言えば減少する傾向にあるが、表三に示されるように、一人当たりの収賄金額がやや増加する傾向にある。そして、表四に示されるように、収賄被疑者は地方公務員が多く、常に約六、七割以上を占め、最も多い年は八点五割も達している。さらに、表五に示されるように、賄賂の分布が最も多いのは「公共建設工事」で、次いで、「許可認可など」、「議長役人選」、「部品などの納入」という順になっている。

(2) 重大事件・疑獄事件の状況

実際に刑事訴追が行われた、あるいは、国会・地方議会で追求された、または、主な新聞、雑誌、テレビで報道されたもので、主に中央政界、中央高級官僚（副局長以上）、地方首脳（県知事、副知事以上）などの「大物」が絡んだ、金額が極めて膨大な事件を「重大事件」と呼んで、これをもう一つの視点とするが、このような事件の場合、それに対する追求も往々して中途半端で終わり、真相が大体闇の中へと消えてしまうことを特徴としているので、「疑獄事件」とも呼んで、同一視するのが無理なことではなからう。

私の研究・整理によれば、⁽⁶⁶⁾ ロッキート事件のあった一九七六年までは、このような事件「重大事件・疑獄事件」が平均毎年四点五件発生していたが、燃糸工連の汚職事件があった八六年から間隔がやや短くなっているように見える。そして、ロッキート事件以来の「重大事件・疑獄事件」は内容上、「複合性」（賄賂の目標とされるのが個々の具体的・単一的事項より、広範囲にわたっての抽象的・総合的な国家権力一般であって、賄賂が一回性的なものより、複数の・継続的なものとなったこと）、「高層集団性」（汚職の当事者は少数者・個別者より、国家権力の中枢者を含む多数的な者、汚職集団・汚職階層へと変わったこと）、「構造性」（賄賂汚職を惹起して、それを可能にならしめ、現実

化させているのは、偶然的・偶発的・個別的なものより、必然的・制度的・構造的なものとなっていること）を、帯びるようになっていっているようにいえる。

(3) 政治資金の状況

政治資金のすべてを一言で「賄賂」と決めつけるのは明らかに不当であろう。とはいえ、政治資金が国家権力と金銭との結びであることは事実といえよう。特に「法の支配」に基づいた賄賂概念からすれば、企業献金は勿論、事実上「一人一票」を崩して政治上の不平等を生じさせる他の一部の政治資金も「賄賂性」を有すると言わざるをえない。こういう意味で、公務員賄賂全体の状況を把握するためには、政治資金の推移を見る必要もある。

次の表六に示されるように、政治資金は七十六年より九一位年までは三倍以上も増えている。

表六：政治資金収入総額表（単位：億円）

年 度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
地方部分	404	467	549	744	789	690	933	1203	935	1063	1421	1342	1355	1509	1529	1727	*	*	*
中央部分	693	739	781	966	1128	1000	1094	1472	1167	1455	1676	1442	1723	1733	1845	1857	*	*	*
総 額	1097	1206	1300	1710	1918	1690	2027	2675	2102	2518	3097	2784	3078	3242	3374	3584	*	*	*

（この表が『読売年鑑 1992』、『読売年鑑 1993』及び『朝日年鑑 1987』等に基づいて整理、計算、作成されたものである）

2 公務員賄賂の類型

先の二で分析したように、中国社会も日本社会もそれぞれの「不変」もあれば、「変」もある。言い換えれば、この「不変」はいわゆるその社会の「固有的・超歴史的」な部分であるのに対して、この「変」はその社会の「伝来

的・歴史段階的」部分である。現実の社会の有り様がまさにこの両方の混合・結合といえよう。従って、これを座標軸として社会現象の一つである公務員賄賂を類型化することができよう。但し、次の点が留意されるべきである。すなわち、このような類型化があくまでもその対象を見るための「人為的道具」という面があるので、現実で発生した個々の賄賂は、必ずしも一つの類型だけに排他的に分類しきれず、むしろ、同時に複数の類型に属し、幾つかの側面を有することが普通である。

A 中国の場合

(1) 「権力的古典型賄賂」

これは最も古典的・典型的もので、「権利代価的賄賂」ともいえよう。つまり、このような賄賂は、国家権力が国民の上に在る「権力」として存在していることだけでその必要性、可能性が満たされる。贈賄側は、不当な利益を得てもらう場合もあるものの、ほとんどの場合は自分の権利を実現するためにやむをえず（権利実現の代価として）賄賂を贈る。これに対して、収賄側は賄賂を、権力実現の現れとして、公的権力を「私物化、物質化」するための手段として、それを收受、強要する。但し、このような賄賂が原始的・単純の構図の中で行われるもので、多くの場合、「公」と「私」「一」と「一」で実行され、「一回」で終わる。賄賂の内容となるものも大体金銭か実物かである。権力社会としての中国社会では、歴史上、このような賄賂がきわめて多発しており、「お役所の門が開かれてはいるが、理屈があっても金はなければ入らないで」という諺まで生まれているが、今日の賄賂の多くもこの類に属する。⁽⁶⁷⁾

(2) 「権力的計画経済型賄賂」

これは「特権型賄賂」とも言うべきであろう。つまり、社会主義社会においては国家権力の「超国民性」がなくされるべきにもかかわらず、権力社会としての中国では、それがなくされるところか、事実上の国家所有である公有制

や「計画経済」の導入により、国家権力が空前の大規模なものとなり、経済、政治、文化などのあらゆる事柄をその管理下、統制下に置くようになった。このことにより、賄賂の片方条件である「権力の超国民性」がかつてないほど大きくなったものの、僅かの消費品を除いてすべての物質的なものが「公」的となり、個々人・私的組織から完全に分離されて、「私」的なものがなくなったに近いため、「私」的なものを賄賂の内容とした賄賂は大いに制限されるようになった。そのかわりに、「権力関係網の接着剤」としての新たな賄賂類型が主流となっている。すなわち、国家公務員は上下の権力関係あるいは互いの権力関係を維持するために、または、新たな権力関係を結ぶために、部下から上司へ、あるいは、公務員同志間の贈物・利益提供である。このような贈物・利益提供はいつも「公的財産・利益から、公の名目で、公のところへ」という「公対公」の図式の中で行われるが、贈賄側は自分の所管の「公」のものを相手に提供したことで、昇進・抜擢などの見返りをもらうが、収賄側はもらった財物・利益が名目上自分の「私」的なものにはならないものの、事実上「私」的なものと同じように享有、使用できる。よく問題視される「幹部の特権現象」がまさにこの類の賄賂に属するし、今の中国で起こっている賄賂の相当部分もこの類であるが、現実ではこのような賄賂はあまり犯罪視されず、せいぜい「幹部の作風」（道德問題）として処理されている。

(3) 「権力的市場経済型賄賂」

これは「政商・官商結合型賄賂」ともいうべきで、今の中国で最も氾濫しているものである。つまり、従来「公有制・計画経済」を強く堅持し、その上に立脚していた国家権力が今度は自ら「部分的私有制・市場経済」を導入、展開させることにより、一方では、国家権力が依然として強い力を持ち、「超国民的・超経済的」存在として活動する。他方では、本来ならば国家権力と相入れないものとしての「私的所有制・市場経済」が進められている、という矛盾が生じている。この矛盾の中では、国家権力を買収して他の競争者との競争で利用することや、「公」的な財産・利

益を「私」的のにすることや、自分のもっている国家権力を利用して大規模な「私」的財産・利益を得ることなどの、計画経済体制下でやりたくてもやれないことは、今は大いに可能となり、汚職の天国がうまれた。このような賄賂においては、贈賄側と収賄側とが完全に権力と利益との交換関係にあり、ともに「公」的な財産・利益・権力を食い物としている。しかも、賄賂の内容が多様多様であり、その規模もかつてないほど大きなものとなる。今日の中国における賄賂の多数がこの類に属する。

B 日本の場合

(1) 「古典的文化型賄賂」

これも最も古典的・典型的のものであって、国家権力が国民の上にいる「権力」として存在していることだけでその必要性、可能性が満たされるが、贈賄側が賄賂を贈ったのは、不当な利益をしてもらうための場合もあるものの、もっと多くの場合はむしろ「社会儀礼」の履行としてそれをやる。⁽⁶⁹⁾これに対して、収賄側も何等かの具体的事柄の見返りとしてではなく、「お上」の当然の「役得」としてそれを收受、強要する。このような賄賂が大体「お見舞」や「お祝い」や「お接待」などの名目で行われ、「一」対「一」で実行されるが、「一回」で終わることはなく、常時的・慣習的なものとして続けられる。

(2) 「文化的市場経済型賄賂」

典型的・徹底的な市場経済の場合、競争が基本原理で、経済力がものをいい、何でもかんでも経済力での競争対象になりうる。国家権力もまたそのターゲットとされ、買収されて、競争に使われる。但し、その市場経済が徹底される故に、国家権力が経済競争に關与できる程度が低く、その範囲も狭い。これに加えて、露骨な権力買収が市場経済社会でのもう一つの存在である市民社会から抵抗されやすく、経済力と国家権力との結合ルートには一定の限定がある。

これに対して、文化社会としての日本では、その市場経済が国家権力との緊密関係にあり、国家権力が経済競争に決定的影響力をもち、その干渉範囲も広い。これに加えて、権力と経済と文化とが一体化していて、経済力と国家権力との交換関係が文化的・社会的に許されている。その結果、賄賂には、個々の事項をめぐってのものもあれば、一つの法律をめぐってのものもあり、さらに、「企業献金」で見られるように、国家権力の丸買いを目指してのものもある。このような「政商・官商」の結合が一回性ではなく、「常時的・恒常的」であって、賄賂の規模も極めて大きい。しかも、その一部が合法的なものとされている。

(3) 「文化的権力型賄賂」

これは、「古典的文化型賄賂」とも「文化的市場経済型賄賂」とも異なりながら、両者のそれぞれの一面を兼ねたもう一つの類の賄賂であって、日本における最も代表的賄賂類型といえる。文化社会としての日本社会においては、まず第一的に重要視されるのがいわゆる社会的「正統性」であって、市場経済といっても、各企業が特に国家権力との関係にあたって真正正銘な経済主体として活動できるわけではない。真正正銘な経済主体になるためには、まず社会的「正統性」を身につけなければならない。このような付け方にはいろいろとあるが、「正統性」の上位にいる「官」（官庁、官僚）または「政」（政党、政治家）と緊密化するのが重要な一つである。そこで、「官・政」と企業とが一種の暗黙の関係が作られ、企業はいろいろな利益を保障することのかわりに、「官」または「政」がその企業に「正統性」を与える。官僚の「天下り」現象はまさにこの類の賄賂の典型的例といえる。このような賄賂は、法律上犯罪視されることはなく、文化上「慣例・習慣」として認められている。

3 賄賂の社会的意義

A 中国の場合

権力社会としての中国では、権力が社会原点・基本力であるからこそ、公務員賄賂も氾濫し、その類型も「権力的性格を呈するのである。言い換えれば、そこでの公務員賄賂がいわば権力を原点・基本力としている中国社会の必然的副産物であり、社会が存続するための必要代価でもある。従って、公務員賄賂をなくそうとするならば、中国社会の「権力社会」という最も本質なところをなくさなければならぬ。

B 日本の場合

文化社会としての日本では、文化が社会の原点・基本力であるからこそ、公務員賄賂が多発し、その類型も「文化的性格を呈するのである。具体的いえば、公務員賄賂が社会一体性を示すための、または、それを保つための標示で、社会の一員になるための、または、社会「正統性」を獲得するための「儀式」である。それ故、公務員賄賂自体が強い「義理性・儀礼性・公共性」を帯びているのみならず、多くの場合、「慣例的・社会儀礼的」なものとして合法化されている。

むすび

これまでの検討を通じて次のようなことがいえるのではないか。すなわち、社会学的に見れば、それぞれの社会における公務員賄賂は、そこでの公務員個人の要素に起因しているというより、むしろ、それぞれの社会の原点・基本力から生じてきている。公務員賄賂をなくすには、個々の公務員に重罰を科すより、むしろ、まずそれぞれの社会の原点・基本力を改革する必要がある。しかし、これまでの対策が果たしてこのように行われてきたかは極めて疑問の

あるところであるが、それに関する検討は次号で行う。

- (1) Schley, *Readings in Comparative Criminology*, (1981), p. xxii.
- (2) 中国がその典型的例といえよう。一九八二年以来公務員横領・賄賂犯罪に対してその法定刑を死刑まで引き上げたり、集中取締をやったりしてきているにもかかわらず、結果上、本論文の三で示すように、汚職賄賂犯罪が減らないどころか、激増の一途を辿っている。
- (3) W. Michael Reisman, *FOLDED LIES, Bribery, Crusades, and Reforms* (New York, 1979), 奥平康弘訳『贈収賄の構造』(岩波現代選書、一九八三)。
- (4) John T. Noonan, Jr., *Bribes* (University of California Press, Berkeley Los Angeles, 1984).
- (5) 室伏哲郎『汚職の構造』(岩波新書・176、一九八一)。
- (6) 肖揚編『賄賂犯罪研究』(中国、法律出版社、一九九四)。
- (7) Dwivedi, R. C. "Bureaucratic Corruption in Developing Countries." *Asian Survey* 7 (1965), p. 245.
- (8) Aron Katsenelinboigen, "Corruption in the USSR: some methodological notes", in Michael Clarke ed., *Corruption Causes, Consequences and Control*. (London, 1983), p. 220.
- (9) 川島武宜『日本人の法意識』(岩波新書、一九六七)、『イデオロギーとしての「家族制度」』(岩波書店、一九五五)。
- (10) Immanuel Wallerstein, *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the European World-Economy in the Sixteenth Century*. (New York, 1974). (川北稔訳『近代世界システムの論理と資本主義精神』(岩波現代選書、一九八一)。
- (11) マックス・ヴェーバー著・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義精神』(岩波文庫、一九八九)。
- (12) マックス・ヴェーバー著・木全徳雄訳『儒教と道教』(創文社、一九七二)。
- (13) Roberto Mangabeira Unger, *Law in Modern Society-Toward a Criticism of Social Theory*. (New York, 1976).

- (14) 例えば、仁井田陞『東洋とは何か』（東京大学出版社、一九九二年復刊版）。
- (15) Chalmers Johnson, "Political Science and East Asian Area Studies," W. P., Vol. 26, No. 4, July 1974.
- (16) かつて、私は社会を「国家権力、経済、市民社会」に分けて、その相互関係から社会を分析したことがある（王雲海「開発過程における犯罪変容の実態、その原因及びその対策」、「中国の開発と法」、アジア経済研究所、一九九二）。しかし、それが基本的に社会構造を分析するための概念として使われているが、社会構造ではなく、その秩序がどこから創出されているかという機能的な問題をマクロレベルで見える場合、「国家権力、法律、文化」があげられたほうが適當であるように思われる。
- (17) この詳細については、拙著博士単位修得論文『異なる社会体制における公務員賄賂刑事規制の研究』の序章で論じてある。
- (18) エチアヌ・バラシシュ著・村松祐次訳『中国文明と官僚制』（みすず書房、一九七二）、一八頁。
- (19) Karl A. Wittfogel, *Oriental despotism: A Comparative Study of Total Power*. (New Haven: Yale University Press, 1957). アジア経済研究所訳『東洋的専制主義』（論争社、一九六一）、六〇頁以下。
- (20) 中国語の「官本位」においては、「官」は国家権力を、「本位」は中心を意味する。
- (21) 陳洪『「官本位」初探』、『人民日報・海外版』一九八八年八月三日。
- (22) 村松祐次『中国経済の社会実態』（東洋経済新報社、一九七五年復刊版）、七四頁。
- (23) 金観濤・劉青峰著、若林正丈・村田雄二訳『中国社会の超安定システム』（研文出版、一九八七）、八二頁。
- (24) 王亜南『中国官僚政治研究』（中国社会科学出版社、一九八二）、一八二頁。
- (25) 石原享一「一九七〇年代までの中国経済管理」、毛里和子編『毛沢東時代の中国』（国際問題研究所、一九九〇）、一四六頁。
- (26) 謝德輝「権力の魔方」、『芙蓉』（中国）一九九二年第二期、五頁。
- (27) 金観濤他、前掲書、三七、三八頁。
- (28) 戸籍制度及びそれに基づく配分制度に関して、内田知行「戸籍管理・配分制度からみた中国社会」（毛里和子編『毛沢東時代の中国』、日本国際問題研究所、一九九〇）、二五八頁。

- (29) 王亜南、前掲書、七三頁以下。
- (30) このことに關して、王雲海「中国における犯罪激増原因の社会学的分析」、『一橋論叢』第一〇九卷一号、二九頁。参照。
- (31) ウィットフォーゲル、前掲訳書、一二六頁以下。但し、ウィットフォーゲルはその原因を「行政収益遞減の法則」で説明している（前掲訳書、一二九頁）。
- (32) エチアヌ・バラシユ、前掲註一八。
- (33) 陳洪、前掲註二一。
- (34) ウィットフォーゲル、前掲訳書、五一〇頁以下。Umberto Melotti, *Marx and the Third World*. (The Macmillan Press, 1977).（中国語訳、『馬克思与第三世界』、商務印書館、一九八一、一二六頁、一六七頁）。
- (35) A・トクヴィル著・井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治・中』（講談社学術文庫・799、一九八七）、一五〇頁。
- (36) A・トクヴィル、前掲註三五。
- (37) アメリカ社会における法の役割に關して、田中英夫『アメリカ社会と法』（東京大学出版会、一九九二年復刊版）、二四九頁参照。
- (38) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America*. (New York, 1955). 有賀貞・松平光央訳『アメリカ自由主義の伝統』（有信堂、一九六三）一六二頁以下。
- (39) Charles A. Miller, "The Forest of Due Process of Law: The American Constitutional Tradition", in J. Roland Pennock and Johnw. Chapman (ed), *Due Process* (New York University Press, 1977), p. 3.
- (40) この点では、米国と日本とは対照的であるといえよう。
- (41) Miller, op. cit., p. 5.
- (42) 綾部恒雄編『アメリカの民族』（弘文堂、一九九二）参照。
- (43) James O. Freedman, *Crisis and Legitimacy: The Administrative Process and American Government* (1978), pp. 3-4.
- (44) James O. Freedman, *Ibid.*

- (45) Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and The Sword*. (Boston, 1967). 長谷川松治訳『菊と刀・日本文化の型』(社会思想社、一九九二)。
- (46) 中根千枝『タテ社会の人間関係・単一社会の理論』(講談社現代新書・105、一九九三年版)。
- (47) 渡辺治『企業支配と国家』(青木書店、一九九二)。
- (48) カレル・ヴァン・ウォルフレン著・篠原勝訳『日本権力構造の謎・上』(早川書房、一九九〇)、一〇一、一〇二頁。
- (49) 福田雅章『わが国の社会文化構造と犯罪対応策』、『刑事法学の総合的検討・福田平・大塚仁古稀祝賀論文集・下』(有斐閣、一九九三年、八〇三頁)。
- (50) 新藤宗幸『行政指導』(岩波新書218、一九九二)、七三頁。
- (51) 前掲註五〇。
- (52) 新藤宗幸、前掲書九〇頁以下。
- (53) 勝田有恒『談合と指名競争入札・法文化史的アプローチ』、『一橋論叢』第一一一巻一号一頁。
- (54) 渡辺洋三他編『現代日本法入門』(岩波新書・150、一九八五)、四八頁以下。
- (55) 例えば、警察の活動に対して日本人は他の国々と比べると、かなり協力的である。参照、Parker, *The Japanese Police System Today*, (1984)。
- (56) 「正統性」は、日本社会全体でいうと、「日本的・我々の・常識的」となるが、日本社会には全社会の縮図とも言える無数の「副次社会(集団)」もあり、さらにそれぞれの「正統性」がある。このさまざまな「副次社会」にとっては「正統性」の内容が「わが集团的・内的・常識的」となる。
- (57) カレル・ヴァン・ウォルフレン、前掲書下巻、三七頁。
- (58) 法務省法務総合研究所監修『刑事政策ってこんなものです』(平成三年)、五頁。
- (59) 濱口恵俊・公文俊平編『日本的集団主義』(有斐閣、一九八二)、一七〇頁以下。
- (60) 現行刑法上及び司法解釈上はそれを合法としている(最高裁八幡製鉄献金事件上告審判決、最大判昭和四五・六・二九、

民集二四・六・六二五）。しかし、「法の支配」からすれば、それは賄賂とは本質的にかわらない。

(61) 一九八〇、八一、八二年の数字が欧陽濤他「当前賄賂犯罪的狀況、特点、原因及对策」（中国、『法学研究』一九九〇年第二期三〇頁）による。八六、八九年の数字が肖揚主編『賄賂犯罪研究』（中国、法律出版社、一九九四）、一六頁による。

(62) 肖揚、前掲書、七頁。

(63) 肖揚、前掲書、七頁。

(64) 肖揚、前掲書、一一頁。

(65) 宮曉氷『貪污賄賂犯罪对策論』（中国、法律出版社、一九九二）、九七頁。張思卿「最高人民檢察院工作報告」（中国、『人民日報』一九九四年三月二八日）。

(66) 一九八〇年までは室伏哲朗氏の整理がある（室伏、前掲書、二二一頁）。一九八一年以後は私が『朝日新聞』などの全国紙及び関係する判決に基づいて整理してある。

(67) 李光燦『中華人民共和國刑法論・下』（中国、吉林人民出版社、一九八四）、七七五頁。

(68) 「公有制」は事実上「国家所有制」であることについて、薛暮橋『中国社会主義經濟問題研究』（中国、外文出版社、一九八二）、八六頁参照。

(69) 板倉宏『賄賂の話』（中公新書・793、昭和六一年）、九頁以下参照。